

銃器の適正な取り扱いを徹底してください。

令和5年1月に磐梯町において、令和6年2月に須賀川市において、狩猟時の散弾銃による人身事故が発生しました。矢先の安全が十分に確認できない状況で発射したことによるものです。

本県における狩猟事故（銃猟）は、これまでも矢先の確認の不徹底、転倒等による暴発など、銃器の基本的な取り扱いによるものが多いのが現状です。

このような狩猟事故の発生は、狩猟者個人だけでなく、狩猟行為自体の社会的信用を損なうことにもつながるため、銃器の適正な取り扱いについて、改めて徹底をお願いします。

<銃器の正しい取扱い>

- 使用前に銃器を点検し、機能の完全なものを使用してください。
- 発射の必要が起こる直前まで、装てんしないようにしてください。
- 装てんしていないときでも、銃口を人や家畜などに向けないでください。
- 矢先を十分確かめてから、発砲してください。
- 猟場で休憩するときは、弾を抜き薬室を開いて地上に置いてください。
- 酒気をおびたときは、銃を手にしなないでください。

矢先の安全は
大丈夫か



福島県自然保護課